

野洲市災害廃棄物処理計画（案）の概要

第1章 基本的事項

計画策定の経緯・目的等

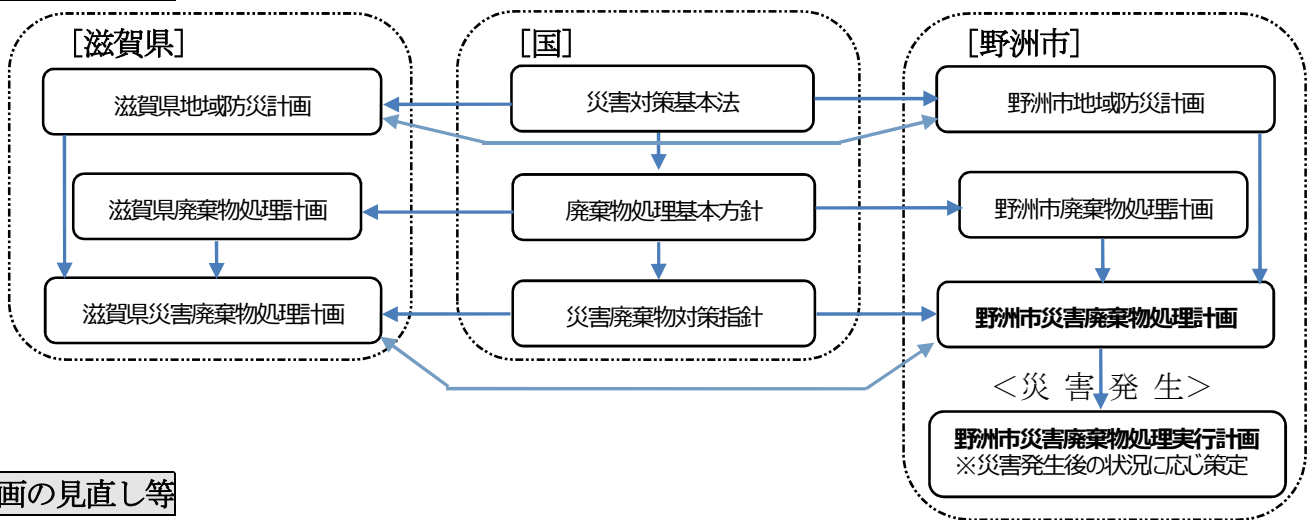
[経緯]

- ・近年、全国で大規模な地震、土砂災害、風水害が発生し、大量の災害廃棄物が発生
- ・国災害廃棄物対策指針策定、滋賀県災害廃棄物処理計画策定

[目的]

- ・災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図るとともに早期の復旧・復興に資することを目的とする。

計画の位置づけ



計画の見直し等

災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、随時内容を点検し、必要に応じて見直しを行う。

野洲市の地域特性

- ・琵琶湖西岸断層帯、花折断層帯が近くにあり、想定される地震規模も大きい。
- ・市内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。
- ・野洲川、日野川、琵琶湖に隣接していて河川氾濫等の水害が想定される。
- ・山間部には、多くの土砂災害警戒区域等の指定箇所がある。

対象とする大規模災害及び災害廃棄物発生量

最も被害が大きいと考えられる琵琶湖西岸断層帯地震では、災害廃棄物は60,000 tの発生が想定され、平常時の本市全体排出量（年約14,000t程度）の約4.2年分に相当

対象大規模災害		災害廃棄物発生量(推計)			
地震	規模	焼却処理	埋立処理	再生利用	総発生量
琵琶湖西岸断層帯地震	M7.8	32,500 t	4,500 t ※(2,866m ³)	22,000 t	60,000 t

○焼却処理量32,500 tは、平常時の可燃ごみ（年約11,000t）の約2.4年分に相当

○埋立処理量4,500 t (2,866m³)は、平常時の最終処分ごみ500 t (318m³)の約9年分に相当

○再生利用は、金属くず、木材・角材、コンクリートの再資源化を予定

※1 m³=1.57 tで換算

仮置場の必要面積（推計）

災害廃棄物を一次仮置場及び二次仮置場（各1箇所）に仮置きした場合の必要となる面積。実際には、被害状況に応じて複数箇所に設置し、順次搬入・搬出をすることとなる。

地震	発生量	一次仮置場必要面積	二次仮置場必要面積
琵琶湖西岸断層帯地震	60,000 t	1.84ha	0.82ha

○一次仮置場 災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う場所（二次仮置場での保管・処理を行うまでの間に集積）

○二次仮置場 一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別（一次仮置場より詳細な分別）や、仮設の破碎・選別機等を設置して処理を行う場所

一般廃棄物処理施設の処理能力

区分	施設名	処理能力	年間実績 (H30年度)	処理余力	災害廃棄物処理 必要年数
焼却 施設	野洲クリーンセンター	13,459 t/年	12,297 t/年	1,162 t/年	約8.2年
	民間施設 (2社)	4,525 t/年	1,146 t/年	2,782 t/年	
最終 処分 施設	蓮池の里第 二処分場	残容量 13,421m ³ (21,071 t) [2019年3月末]	680m ³ /年 (1,068 t) [即日覆土含む。]	残容量 5,350m ³ (8,400 t) [2029年3月末]	※処理可能

※ 災害廃棄物の最終処分には、2,866m³の容量（災害廃棄物処理の場合は、埋立時に即日覆土は不要となる。）が必要で、平常時の年間最終処分量 680m³の約4年分に相当する。ただし、コンクリート等の再生利用が進まない場合には、さらに多くの容量が必要となることから、次期最終処分場の整備検討を進める必要がある。

野洲市の災害廃棄物処理の基本的な考え方

- ・早期の復旧・復興のため、原則として3年以内の処理完了を目指して計画的な処理を行う。
- ・市内で処理を行うものとするが、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が困難な場合は、近隣市町、県、国や他都道府県等との連携による広域処理や民間廃棄物処理事業者による処理を行うものとする。

災害廃棄物処理に係る各主体の主な役割

[野洲市の役割]

- ・災害廃棄物は、市が主体となって処理を行う。
- ・施設整備や仮置場選定、関係機関・廃棄物処理事業者団体との連携、災害廃棄物処理に係る職員研修、市民への啓発・情報提供等を通じて、災害に対応できる廃棄物処理体制を組織する。

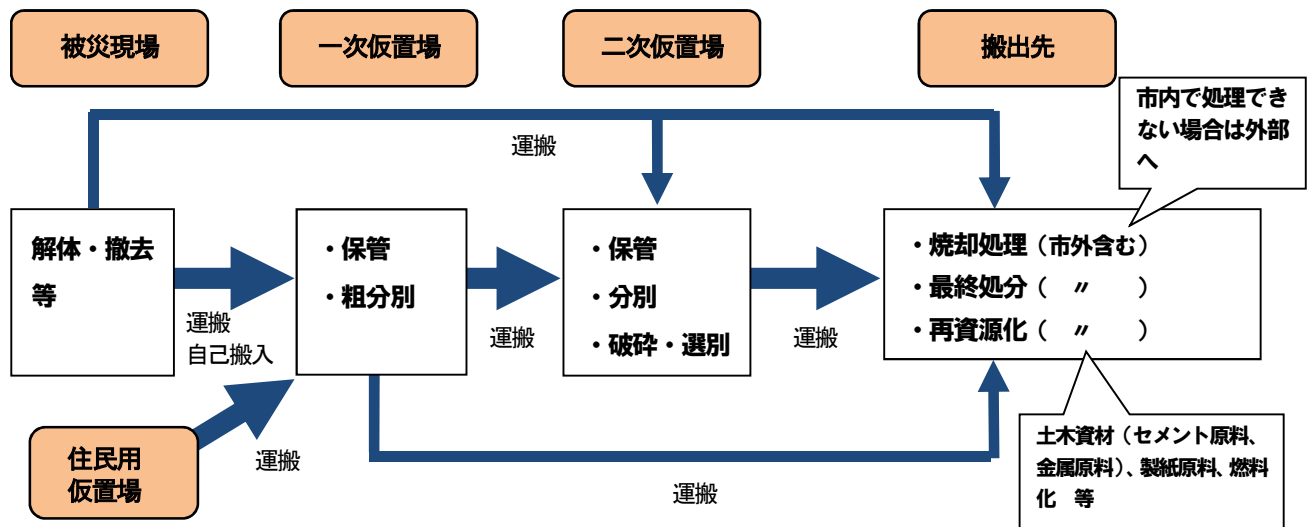
[県の役割]

- ・廃棄物処理体制の構築等に係る市町への技術的支援
- ・関係機関・廃棄物処理事業者団体と災害廃棄物処理に必要な連携・協力

[国の役割]

- ・国、地方公共団体、事業者及び専門家等の関係者の連携体制の整備
- ・大規模災害発生時には環境省地方環境事務所が地域ブロックの要となり、被災地域の支援等を行い、災害対策基本法に基づき処理指針を策定し、全体の進捗管理を行う。

災害廃棄物処理の基本的な流れ



災害廃棄物処理に係る野洲市の組織体制

災害廃棄物発生が想定される場合、災害廃棄物収集処理及び清掃担当、がれき等処分場確保担当、し尿収集処理及び清掃担当、仮設トイレ担当及びこれらを統括する責任者を設け、職員を配置する。

第2章 平常時の災害廃棄物対策

仮置場候補地の選定

地震、風水害等の多様な災害を想定して、事前に仮置場として使用が可能な公共用地等を調査してリスト化しておく。リスト化に当たっては、災害の種別毎に配置や規模を考慮する。

訓練・研修等

災害発生時に計画に掲げた仕組みや取り組みが適切に機能するよう、本計画を関係者に周知し、共有するとともに、関係者が必要な役割を果たすことができるよう、意見交換や研修、訓練等を行う。

県と市町、廃棄物処理事業者団体等との受援・支援体制の構築

県・県内市町・一部事務組合間の受援・支援体制や、県と廃棄物処理事業者団体との受援・支援体制が災害発生時に迅速かつ適切に機能するよう平常時から連携の強化を行う。

国及び他都道府県等との受援・支援体制の構築等

近畿・中部の大規模災害時廃棄物対策ブロック協議会（事務局：環境省近畿・中部地方環境事務所）や全国知事会、関西広域連合等が構築する体制を活用して、災害時における国や他都道府県、廃棄物処理事業者団体等との受援・支援体制の構築を図る。

第3章 発災後の災害廃棄物対策

災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握

把握した被害状況等に基づいて、がれき等の災害廃棄物発生量・要処理量や、施設の能力・稼働状況等を踏まえた処理可能量の推計を行い、関係機関と情報を共有する。収集した情報の更新やその他災害廃棄物処理に必要な情報を収集・整理し、連絡調整を行う。

情報の区分	情報	目的	収集先
建物の被害状況	・全壊、半壊の棟数 ・焼失棟数 ・床上・床下浸水戸数 など	・災害廃棄物発生量推計	・市災害対策本部
避難所と避難者数	・避難所名・場所・箇所数 ・避難者数（全体、避難所別） ・避難所の仮設トイレ設置数	・避難所ごみ・し尿発生量推計	・市災害対策本部
災害廃棄物の発生状況	・種類と量 ・処理に必要な支援事項	・処理体制構築	・市災害対策本部及び関係課
仮置場設置に関する状況	・仮置場候補地の被害状況 ・仮置場の設置・運営に必要な支援事項	・処理体制構築	・市災害対策本部及び関係課
廃棄物処理施設の被害状況	・被災状況 ・復旧見通し ・施設復旧に必要な支援事項	・処理体制構築	・市関係課 ・協定締結団体 ・県循環社会推進課・環境事務所
廃棄物処理業者の被害状況	・廃棄物処理業者（処分業者、収集運搬業者）の被災状況 ・車両の確保見通し	・処理体制構築	

災害廃棄物処理実行計画の策定

大規模災害が発生し、大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合、上記により得た情報をもとに災害廃棄物発生量、廃棄物処理施設の被害状況、仮置場設置状況、関係機関・廃棄物処理事業者団体等との調整、国の方針等を踏まえ、処理の基本方針、処理期間、処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

住民等への情報提供

災害廃棄物の収集・分別方法、仮置場の設置場所・運用ルール、不適正処理防止、市町相談窓口、有害廃棄物への対応等について住民等へ情報提供する。

[住民への啓発・広報の内容]

- ①災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
- ②収集時期及び収集期間
- ③住民が持込みできる仮置場
- ④仮置場の場所及び設置状況
- ⑤ボランティア支援依頼窓口
- ⑥市町村への問合せ窓口
- ⑦便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止 他

環境対策・モニタリング

建物の解体・撤去現場、仮置場、仮設処理施設などの災害廃棄物処理の現場では、周辺環境への影響や労働災害の防止の観点から、環境対策やモニタリング調査等を実施する。